

『難後拾遺』の歌論とその意義

鈴木 徳 男

はじめに

『難後拾遺』は、応徳三年（一〇八六）に成立した藤原通俊撰『後拾遺集』の論難書であり、入集歌千二百十八首中八十四首だけを対象に取りあげているとはいえ、勅撰集に対する批判書の出現は画期的なことであった。

『袋草紙』『故撰集子細』（「故人和歌難」も同様）「後拾遺抄」の項に^{〔1〕}、

時に難後拾遺といふ物有り。世もつて経信の所為と称す。通俊これを見ると云々。先づ件の集をもつて内々にかの卿に見合はしむるの処、神妙の由侍る。後日この難有り。更に誤らずと云々。

などとあり、『袋草紙』によると、源経信（一〇一六―一〇九七）の著作であり、その難を撰者通俊が披見したとある。勅撰批判の基礎となった『難後拾遺』（以下、本書という）の歌論について、六条源家の始発的意義を考察する。

同じく『袋草紙』雑談に載る俊恵の談によると、妹の女房の遺品の中に故俊頼の遺草が少々あり、俊頼筆の本書の草案があったので、父俊頼の著作ではないかという。それを聞いた清輔は、経信の口状を聞き取った俊頼の草稿かと推測した。ここにみえる「妹の女房」は俊頼没後に『金葉集』の撰集資料を整理している新少将ではないか（後述）と思われる。本書が六条源家において代々相伝された様相がうかがわれる。その意味で「始発的」を用いた。

一 先行研究をめぐって

先ず、本書の先行研究のうち、以下の論考①～④を取り上げて、おおよそ検討する。

①上野理『後拾遺集前後』（笠間書院、一九七六年）

上野氏は第七章「後拾遺集の歌風」四節「難後拾遺の主張」において、本書の著者を源経信と認め、1～13節にわたり幾つかの事例に従って詳細に論じている。歌風を論ずる章に位置づけられているように、後拾遺の歌風と対立する経信の方法を把握するために、経信の作歌方法に即した批判である本書を取り上げ、結びで次のように要約する。傍線は稿者、以下同様。

通俊の庶幾した歌風を正面きつて否定したもののでも、通俊の歌を俎上にあげて批判したものでもない。……経信は自己の作歌方法を基準に違反を非難するが、通俊は、経信の歌風を知悉し、これをのりこえる所に自己の歌風を確立、『後拾遺集』を編纂しているので、経信が、題の本意を把握し、これを単純化して、現実 に即して具体的に表現し、端正な調べをえるをよし、とする立場から非難した『難後拾遺』は、当代歌人への遠慮もあり、「はざまの地の歌」を対象とした、しかも、表現論にかたよった批判であっても、両者の相違をきわだたせている、と理解してよい。……さまざまな歌体を批判するなかで、しばしば「いう」と「をかし」を肯定的に使用する。趣向のおもしろさを「をかし」という例もあるが、通俊のめずらしい趣向や、表現のおもしろさをねらった「をかし」と比較すると、古典的で端正な「いう」に近い、これに包摂される傾向をもつ。俊成のいう「たけたかき姿」への志向とかさねあわせて理解してよからう。

経信の作歌方法とは、同著第三章「後拾遺集の歌壇」七節「源経信と歌」で、経信は「与えられた歌題の題意を正しく理解し、現実 に即したかたちをとりつつ、本意にそつて題意を再構成し、晴の歌の禁忌に違反せずに平明に過不足なく描写し、高い声調を獲得しようとする。経信は公任によって指示された理念にしたがい、六人党の歌人らの方法を採用し、晴の歌の詠法を完成したようだ。」と述べる。また両者の相違とは、俊成『古来風体抄』（新編日本古典文学全集による）が次のように説く歌風の相違とほぼ同義とする。

後拾遺の歌は……いかに良き歌多く侍りけん。されば、げにまことにおもしろく、聞き近く、物に心得たる様の歌どもにて、おもしろくは見ゆるを、撰者の好む筋や、ひとへにをかしき風体なりけん、ことに良き歌どもはさて置きて、狭間の地の歌の、少し前々の撰集に見合す

るには、たけなども立ち下りにけるなるべし。また、その御時、大納言経信卿今少し先達なるを置きて、中納言通俊卿参議の時、勅撰を承ると言へること、少しはおぼつかなきことなり。さればにや、難後拾遺といふ物ありけるとかや。彼の大納言の歌の風脉は、またことに歌のたけを好み、古き姿をのみ好める人と見えなれば、後拾遺の風脉を如何ばかり相違して見え侍りけんかし。

②吉田ミズズ「源経信の歌論の一考察——歌詞と声調への関心について——」関根慶子教授
退官記念『寝覚物語対校・平安文学論集』（風間書房、一九七五年）

吉田氏は、経信の詞に対する歌論的見解を、承暦二年四月二八日内裏歌合の「経信卿記」（袋草紙引用）、「後拾遺問答」（袋草紙所収逸文）、高陽院七番歌合判詞、本書を用いて、「晴の歌」という共通性のある撰集と歌合から経信の歌論を考察している。

「ただ人のものいふやう」「あやしの人のつねのことば」「むげにひたごと」「むげにただごと」などとした、口語的な表現を避けることを志向している例、「すべらかにおぼえね」「をさなげなり」などと評し、歌詞への関心を具体的に述べている例を取り上げて、「経信にとって歌詞とは、……即ち洗練された詞であり、深く心がこもった、伝統的な優美な詞でなければならなかった」と指摘。また声調についての見解、その歌病観について、経信の声調尊重の姿勢を論じ、歌病に対する新しい志向性がうかがわれると述べる。

③渡辺輝道「『難後拾遺』の意味」『高知大国文』第十七号（一九八六年一二月）

渡辺氏は、上野氏が歌風の追究を目的としているのに対して、同様のアプローチながら、次のように歌論として捉えた。

経信が歌に対するとき、その評価座標の原点に「晴の歌」のイメージが置かれていることであつた。……典型的には、そのような歌合という場において評価される晴の歌が、経信の評価座標の原点にあつた。経信が『後拾遺集』を「人によませて聞き」ながら、各歌を評価していったのは、まさに、講師によって披露される歌を聞いて、その優劣を判定する歌合の場の歌の享受の仕方に倣つたものだったと考えられる。……『難後拾遺』の基底をなしたのは、歌合の歌論であつた。

渡辺氏は本書の内容を九種に分類し具体的に整理する。簡潔に示すと次の通り。

- (1) 入集を不適とする難 歌の出来（表現の不備）を酷評するものを含む 一〇例
- (2) 誤りを指摘する難 書き違えや体験に基づく集の記述の誤りを指摘 一〇例

『難後拾遺』の歌論とその意義

- (3) 歌題とのずれを指摘する難 贈歌の心をうまく踏まえていない返歌の難 七例
- (4) 歌の模倣に対する難 一〇例
- (5) 調べが整わないことの難 三例
- (6) 表現の不備、不適切を指摘する難 四五例
- (7) 禁忌の用語に対する難 俗語的表現を含む 八例
- (8) 本意の逸脱に対する難 九例
- (9) 歌病に対する難 二例

④ 錦仁『中世和歌の研究』（桜楓社、一九九二年）

錦氏は、第一章「源経信の表現」3「経信の表現観Ⅱ」において、本書は勅撰集の最初の批判書として著名だが、歌とはどのようにあるべきかという経信独自の主張が、豊かに展開されているとして次のように述べる。

……読者は、作者から離れておのれの鑑賞を主張してよい。歌は、作者から切り離されて読者の前に屹立すべきだ。作者は、そういう一個の作品として文芸的自律性のある歌を完成し読者に提供しなければならない。こういう表現観、すなわち〈読者〉の自立を主張する立場から和歌の表現の在り方を説くという態度が、『難後拾遺』の中を一貫しているのである。……『難後拾遺』を一貫している経信の表現観をたどてくると、それは歌合の批評原理にすこぶる近似していることがわかる。歌合では、作者の個人的な事情など無視されてしまい、作品の完成度が評価の対象となるからである。

錦氏は、経信が主張している表現論のもっとも典型と思われる例を、当時尊敬を集めていた公任と能因の歌に対する批判の中に見だし、その表現観を読み取る。和歌の伝統的な表現や言い回しを用いて無理のない統辞法を完成すべきで、言葉に表現されたこと以外の意図や心情は無視してかまわないのであって、一首はそれ自身で独立した自律的世界として鑑賞すべきだという経信の主張を論じ、「勅撰集批判と同時に経信の歌論をも併せもっている」とする。

本書の歌論について、先行研究では、通俊との作歌方法の相違を際立たせている表現論的批判（上野理）、経信にとって歌詞とは洗練された

詞であり、高陽院七番歌合判詞などにもうかがえる声調尊重の姿勢、歌病に対する新しい志向性がある（吉田ミスズ）、歌に対する評価座標の原点に「晴の歌」のイメージが置かれており、歌合の歌論が基底にあり（渡辺輝道）、一貫している表現観は歌合の批評原理に近似している（錦仁）などと論じられてきたとまとめられよう。

二 歌論の性格

『後拾遺集』入集歌のうち、八十四首を取り上げて、論難を展開しているのであるが、撰者通俊が『後拾遺集』序において賞揚する公任（三首）や能因（四首）をはじめ定頼、長能（それぞれ三首）といった主として本書序文に「やうごとなきうたよみ」とされた旧世代の著名な歌人たちを批判の対象に選んでいる。一方、通俊の詠は対象にせず、跋文に「これをえらびたる人きかば、いかに腹だちののしらん」とあるように撰者の所謂鑑識眼を問う姿勢がうかがえる。

また、当代歌人に対する配慮がみえ、執筆当時在世していたと考えられる歌人の詠は、藤三位、公実など（後述のように、この二人は通俊の縁者でもある）の数首に限られる。これらを検討して、経信の批評態度を具体的に示してみたい。

引用にあたり本書の底本は、冷泉家時雨亭叢書第四卷（朝日新聞社、一九九八年）所収の冷泉家本による。⁽²⁾便宜上、句読点、濁点を付す。ミセケチ等は修訂後の本文により、「」内に欠字と思われる文字を補った。また和歌二行書きを一行にし、底本の改行や字体、明かな誤写など表記を改めた場合がある。私に追記の数字、歌頭は本書の通し番号、歌末（）内は『後拾遺集』の歌番号。

7の藤三位の詠について、次のようにある。

正月七日、周防内侍ノ許ニツカハシケル

藤三位

7 カズシラズカサナルトシヲウグヒスノコエスルカタノワカナトモガナ（三七）

貫之ガ哥ニ

ツミタムルコトノカタキハウグヒスノコエスルカタノワカナ、リケリ

トヨメル、ワカナツミニノニイデタルニ、ウグヒ〔ス〕ノコエスルカタヲキクホド、ワカナヲナムツミタメストアルコソイフニハ

『難後拾遺』の歌論とその意義

アレ。コ、ニハカレヲトリテ、コエスルカタトヨミタルガ、サルベシトモオボヘヌナリ。カノ本哥ニテヨミタルハ、カ、ル証哥アラムヤ。

作者藤三位は、藤原親子、治安元年（一〇二二）生まれ、寛治七年（一〇九三）一〇月二日没、七十三歳（中右記）。隆経妻、顕季母で、白河院乳母。『後拾遺集』には二首入集（右のほか四四四）。顕季の妻は通俊の姉妹。井上宗雄『平安後期歌人伝の研究 増補版』（笠間書院、一九八八年）参照。

歌を送った交流相手、周防内侍は、平棟仲女、仲子。長元末年（一〇三六）頃生まれ、天仁二年（一一〇九）頃出家後間もなく没（江帥集）。後冷泉朝出仕、以後白河堀河朝まで仕える、掌侍。『後拾遺集』に四首入集。本書成立時には兩人とも健在であった。『周防内侍集』には周防内侍の返歌「年積めど御千代の数をかぞふべき君はなほこそ若菜なりけり」も載っている。

藤三位の詠中、「ウゲヒスノコエスルカタノワカナ」が貫之詠「摘みたむることの難きは鶯の声するかたの若菜なりけり」（異同があるが拾遺集二六に読人不知としてみえ、第四句「声する野辺の」によっているが、若菜を摘むために野辺に出たが鶯の声に聞き入って摘み集められないと詠む（優なる）貫之詠に対して「サルベシトモオボヘヌナリ」と難ずる。このように現実的な情景をふまえず、貫之歌の表現を比喻に利用し、若菜を若さにたとえて老いを嘆く謂わば機知的観念的に詠む方法が批判されていると思われる。こうした方法に「証歌」（根拠となる例、「証歌」を求める例は29、61にもみえる）を求めている。

例えば前述の錦氏著は次のように論じている。この贈答を載せる家集によれば「贈答の機微もウイットも手腕もうかがえて面白い。対話の鍵である貫之歌を念頭に置いて二人のやりとりを読めば、そのことがよくわかるのである。が、経信はこうした贈答歌の詠み方を認めようとしていない。」

類似的の先行歌と比較しての批判は、1、3、9、18、23、29、34（後述の公実詠）、59、73、77など他にも多い。その多くは模倣を難じているが、必ずしも「本歌」「本文」としない場合もあり、歌病の例としてあげたり（1）、用語を批判するために別の歌の表現を示したり（77）、先行例と似ていること自体が悪いのではないと説き（9）、古い歌にある節であってもよく詠みなした場合もある（73）などと評する。

次の一宮駿河は、生没年未詳で、後冷泉院時代（一〇二五―一〇六八）の詠歌であるが、高倉一宮祐子内親王（一〇三八―一一〇五）の女房

でもあり、当時在世の蓋然性がある。

後冷泉院御時、上ノヲノコドモ花ミニマカリテ、哥ナドヨミテ一宮ノオホムカタニマイリタリケルニ 一宮ノスルガ

17 オモヒヤルコ、ロバカリハヤマザクラタヅヌルヒトニヲクレヤハスル (八六)

哥ノ心ハイハレタレド、人ニヲクルトイフコトハ、マガ／＼シキコト、オモヒナラハシタレバ、イトハレニダサム哥ニハ、イカゞハアルベカラム。

「歌ノ心」はもつとも認めながら、「人ニヲクル」を、人に先だたれるを意味する「マガ／＼シキコト」(禁忌の詞)とし、晴の歌の表現として不適切だと難ずる。ここにも吉田氏が考察するように、経信の批判の柱のひとつである晴の歌における歌詞への拘りがあった。

次の例、公実は閑院流、天喜元年(一〇五三)生まれ、嘉承二年(一一〇七)十一月一日没、五十五歳(中右記)。母は通俊姉妹。顕季とともに、白河院近臣。次世代の中心的な歌人で、『堀河百首』を勧進したともいわれ、俊頼らの庇護者。井上宗雄『平安後期歌人伝の研究 増補版』(前掲)、竹下豊『堀河院御時百首の研究』(風間書房、二〇〇四年)ほか参照。

客依月来トイフコ、ロヲ

公実卿

34 ワスレニシヒトモトヒケリアキノヨハツキイデバトコソマツベカリケレ (二四九)

コノ哥ノコ、ロハ客依月来トイヘバ、月アカキニ、モロトモニミムヒトノキタルナリ。江侍徒トイヒシ女房ノ

ツキカゲハヤマノハチカクナリニケリイデバトイヒシヒトニツゲバヤ

トヨメリシ哥ハ、イデバトイヒシコトバヲコ、ロバヘアルコトニテアルヲ、コトバモコ、ロモカハラザラムハ、イカゞアルベカラム。

マタ、カノウタハヨミヨシ、コレハ、イデハテバトコソトイフトコロ、イトヨミニクシ。モシ、アマリタルフル哥モアレド、スベ

ラカニヨマレツ、コソアルヤウニオボユレ。

マタ、題ニハ、チギリモナウテ月ニヒトノキタルトモコソイフモアラス。月イデムヲリヲチギリタラムハ、タゞ月ニオモヒイデ、キタリタラムニハヲトリモヤスラム。

経信の難は三点ある(右の掲出本文において改行し段落で示す)。先ず「コノ哥ノコ、ロハ客依月来トイヘバ、月アカキニ、モロトモニミム

『難後拾遺』の歌論とその意義

ヒトノキタルナリ」と歌意を説いて、「江侍従トイヒシ女房ノ」詠んだ類似した例「月かげは山の端近くにけりいではといひし人につげばや」（異同があるが後拾遺集八五六に入集する「月みれば山の端たくなりけりいではといひし人にみせばや」と同歌か）を指摘、「コトバモコ、ロモカハラザラムハ、イカバアルベカラム」と模倣を難ずる。

さらに二点目、詠じる際の調べについて「カノウタ」江侍従詠と比較し、「コレ」この歌の第四句の字余り「イデハテバトコソ」（掲出の同句は「ツキイデバトコソ」の破調が「スベラカニ」読めないと否定する）。

次に三点目、ここが問題になるが、「マタ題ニハ、チギリモナウテ月ニヒトノキタルトモコソイフモアラヌ……」の部分、龍大本は「又題にはちぎるともなうて「月に人のきたらんこそいうにもあらめ」月いでんおりを契たらんは只月に思出てきたらんにはおとりやせん」（「内は神宮文庫本で補う」とある。契沖本などもほぼ同様で「またゝいに、ちぎるともなくて月に人のきたらんこそいうにもあらめ、月いでんをりちぎりたらんは、たゞ月におもひいで、きたらんにはおとりもやすらん」とある。これらの本文で理解して、前述上野氏は「歌題に注文をつけ」た箇所とし、同じく渡辺氏は「歌題とのずれ」という。しかし、それでは掲出の公実詠の難にはならないので、ここは冷泉家本で読みとり、「また歌題には、約束することなくて月が出たので人が訪ねて来たとも言っていないけれども」と理解し、続けて「月が出る折に来ようと約束するのはただ（約束なしに）月が出たので思い出して訪ねて来たというのに劣っていないか（劣っていない）」と述べていると解したい。つまり歌題を受け趣向的にも、江侍従の歌が勝れていると主張しているのである。「近き古歌」に関心を持っていた（袋草紙・雑談などの逸話をふまえた井上宗雄前掲著）公実に対する批判として興味深い。

以上の例から確認できるのは、先学がすでに考察するように、本書の歌論を支えているのは、著者の歌壇活動の体験、主として歌合への参加などで培われた批評意識である。なお歌合との関連でいうと、歌病についての言及や証歌を求める態度などの歌評論理だけでなく、「をかし」（3・5・9・11・38・60・73・75）、「優なり」（7・9・77・84）、「めづらし」（26・44・73）の評語をはじめ、「すべらかなり」（5・34・64）、「なだらかなり」（51）、さらには「ただごと」（類似の言い方を含む、16・26・48・77・81）、「をさなげなり」（5・39）、「ことばたらず」（38）、「させることなし」（3・36・40）ほか、後に俊頼が歌合の判詞で多用する語彙が使われている。ここで詳細を論ずる余裕はないが、本書の相伝継承に関わり看過できない事実であろう。俊頼の判詞との類似は本書の著者を俊頼と推定する根拠にすらなっている。³⁾

三 歌論の意義

上野氏前掲著は、経信の評論はながい歌壇活動の体験にもとづくものが多いが、本書にもその傾向があると述べ、著者の見聞をもとにしたこの種の主張は説得力をもつと説いた。以下いくつかの例を取り上げてみたい。

範永女

60 ウチハヘテクユルモクルシイカデナヲヨニスミガマノケブリタエナム (八一九)⁽⁴⁾

コノウタハ、イトヲカシウヨミタル哥ナリ。ヨト、モニトコソキ、シカ。範永ガムスメノ尾張トテ、麗景殿ノ女御ノ方ニアリシガ哥トコソ人ハイフメリシカ。カノ集ニテ、タレトモカ、レヌハイカヅ。

60 (八一九番歌) は、「イトヲカシウヨミタル哥」大変よい歌と評価している。ただ初句「うちはへて」は「よとともに」と聞いていたと、その異同に言及、さらに作者について、「範永女」ではなく「麗景殿尾張」とあるべきと作者名表記の不備を指摘する。「人ハイフメリシカ」とあり根拠となっているのは直接に聞いた情報である。作者あるいは範永か、それに近い人物が言ったのであろう。藤原範永は経信と同じ歌合・歌会に参加しており、経信の交流圏にいた歌人である。

ただし、「尾張トテ、麗景殿ノ女御ノ方ニアリシガ哥」の箇所には異同がある。契沖本などは「をはりとて、承香殿女御の御方にありしが歌」とある。尾張の母は小式部内侍とされる(早稲田大学本など勸物に「堀川右大臣家女房、号尾張、母小式部内侍」とある)が、それならば、麗景殿女御(後朱雀院女御延子、入内は長久三年(一一〇四二))に仕えたのは作者二十代、承香殿女御(白河院女御道子、入内は延元元年(一一〇六九))では作者五十代となる。犬養廉・平野由紀子・いさら会『後拾遺和歌集新釈』下巻(笠間書院、一九九七年)参照。因みにこの範永女も本書成立当時在世の可能性がある。序文に「マタヨミビトヲモ、ウタノコトバヲモ、カキタガヘタルニヤアラム。オホカタキ、テ、ハラダチナムヒトモアリテム」とある、書き違えに当たろう。

このように作者表記だけではなく、身近な人からの直接の伝聞に基づき、歌句の誤りを指摘する批判がほかにもみえる。

題不知

ヨシトキ

11 ムメノカラヨハノアラシノフキタメテマキノイタドノアクルマチケル (五三)

イトヲカシキウタナリ。タッシ、コレヨミタルヒトノコノウタカタリシハ、ムメノカラノキニアラシノフキタメテコソ。モシカ
キタガハタルニヤアラム、コノ定ナリシコソイマスコシハマサリタレ。
底本「ノ」

11 (五三番歌) の大江嘉言の歌も「イトヲカシキウタ」と褒めながら、その異同をめぐる、第二句は「夜半の嵐の」ではなく「軒に嵐の」であると聞いていると批判する。嘉言は寛弘七年(一〇一〇)任地对馬で没している。経信は長和五年(一〇一六)生まれであり、作者から直接聞くことは不可能。本文「コレヨミタルヒトノコノウタカタリシハ」の解釈は「これ詠みたる人の子の歌語りし」か。詠者の子が作意を語る用例は『俊頼髓脳』(二三四)に永承四年歌合の資仲詠について、子の顕実の例がある。誰か不明ながら、それなら直接の見聞といえる。

契沖本では当該箇所は「これよみたるひとのかたりしは、むめの香をよはのあらしのふきためてこそ」とあり本文に不審があった。新日本古典文学大系『後拾遺和歌集』の注に「難後拾遺は、「梅の香」とある方がまさっているとするとあるなど、いままで初句の異同に関する難とされてきたが、冷泉家本によって二句の異同であったことがわかる。『袋草紙』や『後拾遺集』勸物(清輔の所注とみられる)の引用によっても裏付けられる。⁽⁵⁾

次の41(四六六番歌) 惟規詠も、第四句の異同や作歌事情を源為善から直接聞いたとする同様の例。

チ、ノモトニ越後ニマカリケルニアフサカノセキヲコエテ為善ガモトニツカハシケル

惟規

41 アフサカノセキウチコユルホドモナクケサハミヤコノヒトゾコヒシキ (四六六)

マヅハトコソキ〔、〕タマヘシカ。〔サ〕テハマサルラムモノヲ。コレハ為善ガ、タリシハ、ノブノリガコノ哥ヲヨミテヲコセテ
ハベルカヘリゴトヲ、越後ニツカハシタリシニ、ノブノリハウセテ、チ、為時ガ返事ヲイトアハレニカキツケテハベリシ、イマニ
ウシナハデハベルトコソマウスメリシカ。

惟規が、父為時の赴任地越後で病没したのは寛弘八年(一〇一一)のこと。直接歌を受け取った為善の証言によれば、第四句「今朝は都の」ではなく「先づは都の」であって、この方が勝れていると評する。そして惟規からこの作を送られた為善が越後に返歌を送ったが、惟規はすでに亡くなっており、父の為時が思いのこもった返事をくれ、それを今も大事にしているという。このように経信に語った為善は、母方の叔父で、

経信は影響を受けた。為善が亡くなった長久三年（一〇四二）は、経信は二十七歳。惟規詠の作歌事情を生前に聞いていた。

惟規の臨終をめぐる別の説話が『俊頼髓脳』（四三五）に載る。⁶和歌に執着した惟規の謂わば辞世の歌である「みやこには恋しき人のあまたあればなほこのたびはいかんとぞ思」は、やはり為時から為善に送られた一首であろう。惟規の死と和歌をめぐる言談二つは、当事者惟規と語り手為善のそれぞれの思いをよく伝えている。ともに俊頼に相伝された経緯が読み取れる。⁷

次の例、21（一七八番歌）の作者を元慶法師とするが、これは撰者の聞書であり、筑紫にいた時に自分が聞いたところでは良暹法師の若いころの詠で、作者の誤伝であるとする。

ツクシノ大山寺トイフトコロニテ哥合シハベリケルニヨメル

元慶法師

21 ワガヤドノカキネナスギソホト、ギスイヅレノサトモオナジウノハナ（二七八）

コノウタ、ツクシニハベリシホドニ、良暹トイフ僧ノ、ワガヨミタルトキ、テ、コレハフル哥トコソキケトイヒハベリシカバ、七十ノ法師ノワガ、ミニヨメリシカバ、フルウタトマウサンニ、ソラゴト、ハオボエズトマウシ、ヲ、元慶法師トカキツケラレテハベリシヲ、コノ集エラバレタルヒトニトヒハベリシカバ、実源律師ガツクシニアリケルホド、元慶トイフモノ、マサシクヨミタリシヲミシナリトマウセバ、ソノヨシヲカキツケタルナリトアルヲ、実源ガツクシニアリケルホドハ、資通大弐任也。良暹ガワガウタトマウシ、コトハ、ソノサキノコトナリ。良暹フルウタヲワガウタトイヒケルニモヤアラム。元慶ガウタトイフコトハソラゴトナリ。モシ元慶ガ良暹ガウタカキテイダシタリケルニモヤアラム。イヅレニテモイヅレニテモアリヌベケレド、ソラゴトナリトオモフタマフレバ、カキツクルナリ。

撰者通俊は通俊なりに実源の実体験をふまえて、作者を認定している。⁸対して経信は、通俊が根拠とした実源の話は資通が大弐の時代（一〇五〇～一〇五四）であるが、良暹が自詠と述べたのを聞いたのはそれより前のことだと反論している。経信が大宰権帥として下向した父道方に従い筑紫にいたのは長元二年（一〇二九）以後同六年のころ、時に十四歳から十八歳である。経信の経歴からいうと、この話は成り立つ。しかし、良暹の側からすると、筑紫にいた形跡はなく、康平末年（一〇六四）ころ六十七歳ほどで没したとされており、とすれば、良暹は三十歳過ぎになり「七十ノ法師」とする本書の記述と大きく食い違ふ。⁹

『袋草紙』雑談は、元慶が上洛の時に白歌として山崎辺りの下女がこの歌を唱うのを聞いて涙を拭ったという別の伝承を載せたうえで、「而して」と同話を引用している。⁽¹⁰⁾ こうした伝承を伝える資料なりが少なくとも清輔の許には存したことになる。顕昭『後拾遺抄注』にも「此歌ハ元慶為大山別当於鎮西詠之、上洛之時於山崎辺小屋下女白歌唱之。元慶聞拭涙云々」とみえる。次の例、25（一九三番歌）についての公任の批判を聞いたという経験を記す。

宇治前太政大臣家卅講ノ哥合ニ

赤染衛門

25 ナカヌヨモナクヨモサラニホト、ギスマツトテヤスキヤハネラル、（一九三）

底本「ハヤ」

コノ哥合ニハ、右方ニテハベリシカバ、ソノホドノコトハクハシクキ（、）タマヘシナリ。故宮内卿経長、藏人弁ニテ、左ノ方人ニテ、ソノ哥ドモヲ四条大納言長谷ニコモリキラレタルトコロニ、モテマウデ、トヒアハセラレケルニ、マウサレケルハ、哥ハアシウモアラズ、サラニトイフコトバコソヨシナク、イタヅラゴトナレトゾマウサレケルトキ（、）底本「タマタ」タマヘシコソ、ゲニサモトヲボヘシカ。

一九三番歌は、長元八年（一〇三五）賀陽院水閣歌合の出詠歌、⁽¹¹⁾『後拾遺集』の詞書に「宇治前太政大臣三十講後、歌合し侍りけるに郭公をよめる」とある。当該歌合は、長谷に隠棲していた公任が選歌しており（『八雲御抄』によれば左右とも公任が選んでいる）、藏人弁であった経長（経信の兄）が左の方人として公任のもとに歌を持参している。公任は、赤染衛門詠について悪くはないとしながら第二句の「さらに」の用語を難じた。右方であった経信は兄からその評を聞いて納得したという。『袋草紙』雑談では、兄の車に同乗して長谷へ行き、直接公任から聞いたとある。⁽¹²⁾ 時に公任は七十歳、経信は二十歳（袋草紙は十八歳とする）。

80（一〇六〇番歌）の作歌事情について、同じ事だとしながらも、詠者輔親自身の談として詳細な異伝を述べている。冷泉家本欠脱部分にあり龍大本による。

かつらなる所に人々罷て哥よみて、又こむと云て後に、かつらにはまからで、月の輪と云所に人々まかりあひて、かつらをあらためてきたるよしよみ侍しに

輔親

80 さきの日にかつらの里をみしゆへはけふ月の輪にくべき成けり（一〇六〇）

此哥は、同事なれど、すけちかたりしは、能宣が桂の家に会して、又の日元輔が月のわと云所に同人々罷たりしに、かはらせけちかとれと人々の侍しを、なほなど元輔申侍しかば、「底本」は「なまじひにかはらけとりてよみて侍しを、能宣もいかゞあらんと思給へるに、けしうはあらず、つかうまつりたりとこそ申しか。其ほど所の衆にて用侍しとぞ申しかは、いづれかたがひたらん。

父能宣の桂の山莊から翌日は元輔の月の輪の山莊において親しいものの歌会があった時、皆から盃を取れと言われ、元輔（おそらく主催者）にも勧められ、無理やり盃を取って詠んだ。父能宣も不安に思っていたが、悪くなく詠んだと言ったことだった。その頃、藏人所にいたので役立つという話である。経信は、以上のような輔親から直接聞いた話を載せて、『後拾遺集』の詞書の記述を批判する。長和五年（一〇一六）生まれの経信がその談を直接聞いたのは、輔親の没年、長暦二年（一〇三八）からすると、かなりの若年となる。

ところで「桂の家」と「月の輪（という所の家）」のそれぞれの家主について、本書は前者を能宣、後者を元輔とする。以下の諸資料から明らかのように、この記事の信憑性は疑わしく、まず「桂の家」は清原元輔の山莊であり、周知のように、こうした誤伝が清少納言の伝記考証にまで支障を来す結果となっている⁽¹³⁾。

同じ時の歌会と思われる記事が『能宣集』四三〇・『元輔集』一八一が載せるほか、輔親の自撰家集（『輔親集』八七・八八）に次のようにある。『能宣集』四二九と八七が同じ折の詠。以下、和歌の引用は新編国歌大観により、表記は私に改めた。

かつらなる人のいへに、逍遙しにかれこれいきて、前なる呉橋におりて、みな人はひさしく見たる心ばへによめば、はじめて行き
たる人にて

おもなれて水だに見なむ年へたる橋をはじめてけふわたるとも

さるべきわざして、又人々来むといひしを、かつらへはいかで、やましろのかみの月のをといふ所にこれかれいきて、かつらをあらためてここに來たる心ばへをよむに

さきの日に桂のやどを見しゆゑはけふ月のわに來べきなりけり

桂の家が能宣の家でないことは傍線部によっても明らかであり、「月の輪（を）」は山城守の家であったことが分かる。これを三田村雅子「月の輪山莊私考」（註13前掲）は、清少納言の夫「山城守藤原棟世」と比定した。いずれにしても元輔でないことは確かであろう。

『袋草紙』所収文も同様であり、本書の記述は誤りである。当該歌会はいつの出来事か、輔親が蔵人であった時期は（あるいは棟世が山城守であった時期も）不明であるが比較的若いころかと思われる。

輔親の談話のあらすじはともかく、経信が桂あたりの地理に不案内なはずなのであるが、歌会場所の家主については、記憶違いとも言えるかも知れない。

本書の歌論には、身近な人からの直接の伝聞に基づき、作者表記、歌句の書き誤りや異同だけではなく、作歌事情の違いを指摘する場合がある。これらの見聞は経信が十代後半から二十代の若年時であることが多い。それが俊頼に相伝された。六条源家の始発的意義があると述べた所以である。

結びにかえて

本書の歌論には、歌合などの実践的積み重ねがあらわれているとともに、言談故の危うさもあるが、若い時代の直接経験による知見が見られ、それが俊頼に相伝されている。⁽¹⁶⁾しかし、その著者には、はやくから疑問があった。『袋草紙』雑談に次のようにある。

また難後拾遺と云ふ物有り。世もつて経信卿の所為と称す。而るに近年、俊頼朝臣の息子僧俊恵相ひ語りて云はく、吾が妹の女房逝去の後、遺物を開き見るの処、故頭の遺草少々、その中に件の難後拾遺の草案有り。故頭の手跡なり。もし彼の所為かと云々。予これを案ずるに、もし帥の口状をもつて執事の間の草か。

右の記事に「世もつて経信卿の所為と称す」とあり、明確な所伝がなかったのか、後述の俊恵の推測に配慮したか、本書の著者を遠回しな言い方で経信としている。清輔は、著者をめぐる最近の逸話を、俊頼の子息である、俊恵から直接聞いた話として述べる。すなわち俊恵の「妹の女房」の遺品の中に故木工頭俊頼（故頭）が生前に書き残した草稿がいくらかあり、その中に俊頼筆の本書の草案があったので、父俊頼の著作ではないかというのである。それを聞いた清輔（予）は、大宰権帥経信（帥、俊頼の父）の「口状」（口述）を俊頼が聞き書きした折の草稿かと推測した。

俊恵⁽¹⁷⁾の妹とは誰かという問題がある。尊卑分脈によれば俊頼には五人の娘があり、「待賢門院新少将」（分脈の配列でいうと長女）「堀河院典

侍」(同じく次女)「宇治関白宣旨」(同じく四女)と記されている三名が「女房」経験者としてみえる。なお長治二年(一一〇五)七月に俊頼女子達歌合(無名歌合)があり、源師俊室の女子が確認できる(分脈では五女の位置)。分脈には三女として隆覚権僧正室もみえる。俊恵より必ずしも年少とは限らないが、その内の誰に当たするのか、掲載のない子女があったか、もとより不明と言わざるを得ないのである。

すでに松野陽一『鳥簞』(風間書房、一九九五年)所収「IV歌林苑とその周辺」は、この俊恵の妹をめぐって、次のように述べている。

築瀬一雄氏『俊恵法師研究』に、袋草紙に拠る俊恵妹の存在の指摘がある。同女が俊頼蔵の『難後拾遺』等の歌書を所蔵していたあたり、統詞花所載歌の俊頼没後に金葉集資料に触れている新少将に通うものがあるが、俊恵の推定生年の永久元年(一一一三)が動かないとすると、やや若すぎるか。ただ、年子の俊恵同母妹で橘敦隆女が母とすると、敦隆が師頼・俊頼と親密なこと、歌才と末子たることから歌書を相伝する俊頼の鍾愛の理由がわかること、俊恵と新少将の関係の近さも理解できること、など蓋然性の大きさが感じられるが、今の段階では無難に、俊頼晩年の子(俊恵は俊頼五九歳の子)で、年齢の近い姉弟と見ておきたい。いずれにせよ、尊卑分脈の俊頼女子の配列は長幼順ではないとすべきであろう。

松野氏の指摘する統詞花所載歌とは『統詞花集』雑中(八二六)に次のようにみえる。

金葉集のをりにいできたりける歌どもを、俊頼朝臣かくれてのちかきあつめておくとして、おくにかきける
あさりせしきみなぎさにしはたれてたまものくづをかきぞあつむる
新少将

この新少将が、俊頼の遺品を整理しているようで、宮仕え経験があったと思われる点からもそれらしく思われる。また『新古今集』哀傷(八二五)に次の詠が採られた。

俊頼朝臣みまかりてのち、常にみける鏡を仏に造らせ侍るとてよめる
新少将

うつりけむ昔の影や残るとて見るに思ひのます鏡かな

亡父の愛用した鏡を鑄直して仏像を造らせており、その詠歌からも俊頼との親近さがうかがえる。『和歌色葉』『名譽歌仙』(女房八十二人)に「統詞花 北政所新少将 俊頼朝臣女」とみえ、忠通室宗子に仕えたいらしい。元永元年(一一一八)一〇月二日忠通家歌合に参加している「少将君」は標題に「俊頼朝臣女関白家女房」と注記されており、先の新少将と同一人物とすれば、⁽¹⁸⁾俊恵五歳時の歌合に参加しており、俊恵の年の

離れた「姉」であろう。

ところで、新少将には、『月詣和歌集』哀傷（九八九、九九〇）によれば、素覚法師（藤原家基）の妻との所伝⁽¹⁹⁾がある。素覚は晩年、奈良との往還のうちに最愛の妻を亡くし、帰雁に託してその喪失感を詠む。さらに素覚も相次いで亡くなる。残された息子（藤原伊綱）の悲痛な詠も載せられている。

素覚法師、ならにすむべき便りありて、秋の比をば新少将を具してくだりて〔冬〕かへりて、あけん年の春はいつしかくだりて仏などもをがまんと申しかたらひて心もとなく思ひける程に、その年のうちに、新少将身まかりにけり、歎きながらあくる年の春ひとりくだりける道に帰雁の鳴きけるを聞きてよみ侍りける

素覚法師

北へゆく雁はしらじな数たらで南へかへるひともありとは

かくて、ならに下りつきて次の日、素覚も又うせ侍りにければ、かのうたかきつけて侍りけるあふぎのかたはらにかきつけける

藤原伊綱

かくばかりはかなくみゆるかりの世に残るつらさも思ひけるかな

『新勅撰集』雑三（一二四七）には、新少将の死をめぐって次のような哀傷歌がみえる。

病にしづみ侍りけるころ、新少将身まかりぬと聞きて、素覚法師がもとにつかはしける

賀茂重保

あさがほの露のわが身をおきながらまづ消えにける人ぞかなしき

さらに『頼政集』雑（六四一、六四二）も同様の事情を伝える。

少輔入道素覚、年比の妻におくれてなげくと聞きてとぶらひつかはすとて

ほどもなきかしらの雪をもちながらさきにきゆるをあはれとぞきく

返し

末の露もとのしづくはけふならずうき世の上とみるぞかなしき

其後ほどもなく入道もうせ侍りにけり

新少将の死去は、俊恵に近い重保や頼政などの親しい人々から惜しまれている。この新少将が俊恵の姉妹であろうか。俊恵が妹の遺品の中から俊頼筆の本書を見出したという『袋草紙』に清輔が書き留めた逸話の背景には、本稿「はじめに」でも触れたように、六条源家歌論の始発的意義をもつ本書伝来の機微がうかがえる。

註

- (1) 『袋草紙』は新日本古典文学大系(岩波書店)による。ただし漢字の振り仮名、会話文等の「」の括弧を省いた場合がある。
- (2) 冷泉家本は卷末二割ほどを欠いているため、その部分は龍谷大学図書館蔵本(写字台文庫、以下龍大本)で補う。冷泉家本とその周辺について、鈴木「『難後拾遺』の本文―冷泉家本と龍大本をめぐって―」『国文学論叢』第六十六輯(二〇二一年二月)にまとめているので参照願いたい。本書の諸本分類の基礎的文献として、関根慶子『難後拾遺集成』(風間書房、一九七五年)がある。竜草蘆旧蔵契沖本の影印と翻刻(見開きに対応)によって捩るべき本文を示し、清水浜臣校本(静嘉堂文庫本)・彰考館文庫本・松平文庫本などとの校合を施す。さらに、対応する下段に神宮文庫本を翻刻する。本稿も参照した。なお、野村聡「古本系統本『難後拾遺』についての考察」『愛知淑徳大学国語国文』第三十三号(二〇一〇年三月)は、関根分類をふまえて、新出の冷泉家本を見据えて、さらに龍大本を加え、二十二本の諸本を調査し改めて次のような分類を提示している。(1)として古本系統をたて、冷泉家本・龍大本・神宮文庫本の三本をあげ、(2)として流布本系統をたて、a契沖本b貞和等奥書本cその他に三分類している。
- (3) 四戸俊一「難後拾遺抄の作者について」『八戸工業高等専門学校『難後拾遺』の歌論とその意義
- 紀要』第九号(一九七五年一月)は、俊頼著者説を主張して、俊頼の判詞と本書中の評語を比較し類似する用例を列挙している。
- (4) 本書に詞書はみえないが『後拾遺集』には「かれがれになり侍りける男によめる」とある。
- (5) 『袋草紙』雑談に次のようにある。
- 後拾遺の嘉言の歌に云はく、
梅の香をよはのあらしのふきためてまきの板戸のあくるま
ちけり
経信難じて云はく、よめりし人の云ひしは、「のきにあらしのふきためて」とこそきしか。「よはのあらしのふきためて」、荒涼なり。また、「あくる」は、よのあくるにそへんとにや、わるくなりけりと云々。尤も謂はれ有る事か。
- 本書にはみえないが「あくる」(板戸を開けるに夜が明けるを掛ける)に添えた改悪かという指摘がある。また陽明文庫本『後拾遺抄』勘物(彰考館本も同様)にも次のようにみえる。
- 経信難云、ヨメリシ人ノイヒシハ、ノキニアラシノフキタメテ
マキノイタヤノアクルマチケルトゾ
- (6) 『俊頼髄腦』の惟規臨終の説話は次の通り。冷泉家時雨亭叢書第七九卷所収の定家本による。傍線部に定家本は「為時也非儒 儒者」「越後也」などと注記がある。

為善と申す儒者の子に、惟規と申すものありき。親の越中の守になりて、くだりける時に、藏人にてえくだらで、かぶり給はりて後にまかりけるに、道より病をうけて、いきつきければ、限りになりにけり。親待ちつけて、よろづにあつかひけれど、やまざりければ、いまは後世のことを思へとて、枕がみにそひゐて、〔中略〕僧このことものくるほしとて、にげてまかりにけり。さる人の心ばへもありけりと、しろしめさん料に、やくなけれど申すなり。親ありてなほはたらかむかぎりとは思ひて、そひゐてまもりければ、ふたつの手をささげて、かよりければ、心もえでみゐたりけるに、もの書かむとおぼすにやと、人の心をえて問ひければ、うなづきければ、筆をぬらして紙を具してとらせければ書きたる歌、

みやこには恋しき人のあまたあればなほこのたびはいかん
とぞ思

はてのふ文字をば、え書かていきたえにければ、親こそさなめりと申して、ふ文字をば書きそへて、かたみにせんとておきて、常にみて泣きければ、涙にぬれて、はてはやれうせにけりとかや。

- (7) 経信と為善をめぐって、後藤祥子「源経信伝の考察」『和歌文学研究』第十八号（一九六五年五月）、鈴木「俊頼髓脳」の中の経信「『和歌文学研究』第二一〇号（二〇二〇年六月）など参照。

- (8) 上野氏前掲著は傍線部を「後拾遺問答」の折かとする。

- (9) 斎藤熙子「良暹とその周辺」『赤染衛門とその周辺』（笠間書院、一九九九年）参照。斎藤氏は『後拾遺集』に入集する贈答歌（四八〇・四八二）から筑紫に居住していた良勢（生没年は不明）の誤りではないかとも推測している。

- (10) 『袋草紙』雑談は次のように記す。

元慶は大山の別当なり。筑紫にて郭公を詠む。

わがやどのかきねな過ぎそ時鳥いづれのさとも同じ卯の花
而して上洛の時、山崎の辺において下女の白歌にこれを唱ふ。
元慶これを聞きて、涙を拭ふと云々。而して難後拾遺に云はく、
この歌は、筑紫に待る時、良暹が「吾が歌」となん云ふと聞きて、「これは古歌とこそ聞きしか」と云ひ侍りしかば、「七十法師の若き上に読みたりしかば古歌と申す、虚言ならず」と申すを、元慶が歌とあれば、撰者に問ひ侍りしかば、実源律師筑紫に在りし時、「元慶がまさしくよめりしとみたるなり」と申せば、その由を存するなりと云々。実源は資通の大弐の任に下向す。良暹が「吾が歌」と称せし事はその前なり。良暹が歌を書きて出だせりけるにや。元慶は僻事なりと云々。

- (11) 十巻本は「衛門」、二十巻本では「良経」作とする。

- (12) 『袋草紙』雑談に次のようにある。

長元の歌合の時、経信卿は生年十八なり。参河權守たり。舎兄経長卿は藏人弁たり。件の歌合等を評定の為に、経長をもつて四条大納言の長谷にこれを遣はす。経信所望して経長の車の後に乗りて参上するなり。納言云はく、かの何の料にての光臨ぞやと。経長云はく、御評定の趣を承らんが為に、所望して参上の由と。納言興有るの由を示す。仍りて件の判定の詞等を具さにもつて聞けりと云々。

- (13) 三田村雅子「月の輪山莊私考」『並木の里』第六号（一九七二年六月）、萩谷朴「清少納言の晩年と「月の輪」」『日本文学研究』第二十号（一九八一年一月）および後藤祥子「清少納言の居宅——『公任卿集』注釈余滴』『平安文学の謎解き』（風間書房、二〇一九年、

初出一九八七年）など参照。

(14) 『袋草紙』御賀歌作法には次のようにある。

経信卿の難後拾遺に云はく、輔親が語りしは、能宣が桂の家に会してまたの日、元輔が月輪と云ふ所に同じ人々まかりたりしに、かはらけ輔親とれと云ひ侍りしを、能宣はえつかうまつらじと云ひ侍りしを、なほ、など元輔申し侍りしかば、なまじひにかはらけ取りてよみ侍る。

さきの日にかつらのさつを見しことはけふ月の輪にくべきなりけり

能宣もいかがあらんと思ひ給へつるに、けしうはあらずつかうまつりたりとこそ申ししか。その程所衆にて侍る故なりとぞ申しける。

(15) 前節に述べた記憶違い以外にも、例えば45は前の歌の左注を詞書とする、また59では『後拾遺集』入集の実方詠を清少納言の作として引くなど、経信としてはあり得ないような錯誤（本文の問題もあるうか）がみえる。

(16) 鈴木「俊頼髓脳」の中の経信（註7前掲）において『俊頼髓脳』との関連から息子俊頼に言談（「口伝」として相伝された歌論の特徴を論じた）。

(17) 俊恵の推定生年は永久元年（一一一三）、母親は橘敦隆、父俊頼は時に五十九歳。築瀬一雄『俊恵研究』（著作集、加藤中道館、一九七七年）参照。俊頼は俊恵十七歳の時に亡くなっており、『散木奇歌集』に晩年の子俊恵の事蹟はうかがえない。すなわち俊頼からの直接の相伝を多く受けていないと見られる。尊卑分脈にみえない

が元永元年（一一一八）生まれの「祐盛」という弟もあった。

(18) 後代の撰集であるが『万代集』（宝治二年（一二四八）成立）に同歌合中の一首が「新少将」の作者名で載る。他の同作者の同集入集歌は左京大夫頭輔家歌合での詠（後葉集にも入る）と題不知詠（続詞花集にも入る）である。なお尊卑分脈にみえる「待賢門院新少将」や「宇治関白宣旨」との関係は不明。

(19) 素覚と俊恵は親しい関係にあり、『月詣和歌集』は賀茂重保が祐盛法師（俊恵弟）の助力を得て、寿永元年（一一八二）一月に撰した、俊恵にも近い私撰集。素覚、重保や後に引く源頼政も歌林苑の会衆。大取一馬「素覚法師詠歌攷付素覚法師詠歌集成」（『龍谷大学論集』452、一九九八年七月）参照。

(20) 素覚の最終事蹟は、嘉応二年（一一七〇）一〇月の住吉社歌合に沙弥素覚としての出詠がある。この後に妻新少将と相次いで没していることになる。『袋草紙』は平治元年（一一五九）に二条天皇に献上されているので、「近年」のこととする当該の逸話が献上本に記載されていたとすれば、逸話中の俊恵の妹の没年は素覚妻の新少将より十年以上引き上げられることになり、兩人を別人とする他ない。逸話部分を増補とするにしても、今のところ素覚（家基）が俊頼の婿であった証拠も見出せず、なお不審が多い。

（付記）本稿は、令和三年度国歌文学会関西四月例会（第135回）における同題の口頭発表に基づく。発表に際し、多くの方々にお世話になった。記して感謝申し上げる。